

●香川県告示第58号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により事業の認定をしたので、法第26条第1項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成29年2月21日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 起業者の名称

さぬき市

2 事業の種類

さぬき市分庁舎等整備事業

3 起業地

(1) 収用の部分

香川県さぬき市寒川町石田東字横内地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

(1) 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、香川県さぬき市寒川町石田東字横内地内において施行する「さぬき市分庁舎等整備事業」（以下「本事業」という。）であり、災害対策本部のバックアップ施設としての分庁舎等を整備するとともに、各支所に分散した行政機能を可能な範囲で分庁舎等に集約するものである。

本事業は、さぬき市が直接その事務の用に供する施設である分庁舎等を整備する事業であり、法第3条第31号に掲げる「地方公共団体が設置する庁舎」に関する事業に該当する。

したがって、本事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性

本事業の起業者であるさぬき市は、必要となる経費の予算措置を講じていると認められることから、本事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性

ア 得られる公共の利益

さぬき市は、平成14年4月に5町が合併して誕生した市である。庁舎については、旧志度町庁舎を本庁舎とし、他の旧4町の庁舎を支所として活用し、津田支所に教育委員会、大川支所に水道局、寒川支所にケーブルネットワーク、長尾支所に健康福祉部をそれぞれ配置している。災害対策本部については、さぬき市役所本庁舎3階に設置している。

しかし、消防庁から消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条に基づく助言として発出された通知文書（平成24年11月30日付け消防災第415号）に「災害対策本部が設置される庁舎が津波浸水想定区域内に立地している場合においては、津波浸水想定区域外への移転を含めた安全対策の検討等について、速やかに行われるよう」といった内容が含まれていたことや、平成26年3月31日に香川県が公表した津波浸水想定区域図において災害対策本部が設置される本庁

舎が津波浸水想定区域にあることが判明したことから、早急な防災拠点対策が必要となっている。

また、本庁舎以外の4支所の庁舎においては、平成23年度以降に実施した耐震診断調査において、いずれの支所も耐震性がなく、「人命の安全性に対する危険性が高く、緊急に改修等の措置を講ずる必要がある」との診断結果が出ており、来庁者や職員の安全確保が危惧される状況であることが判明したことから、早急な安全対策が必要となっている。

本事業の完成により、毎年発生の可能性が高い風水害の場合には本庁舎において、南海トラフを起因とする地震津波災害等で本庁舎が使用できない場合には分庁舎において、災害応急対策が的確かつ迅速に実施できる。また、未耐震で安全性が確保されていない支所庁舎については、使用を廃止し、分散した行政機能を可能な範囲で分庁舎に集約することにより、来庁者や職員の安全が確保される。

したがって、本事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

イ 失われる利益

動植物への影響について、起業者が文献調査等を実施したところ、保護のための特別の措置を講ずべき動植物の存在は、確認されなかった。

また、本事業の起業地内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が存在しているが、発掘調査を実施し、必要に応じて記録保存等の適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本事業の施行により失われる利益は、軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

本事業の事業計画では、分庁舎等が災害対策本部のバックアップ施設となることから、津波浸水想定区域外であることを必須条件とし、来庁者への配慮から行政サービスの提供位置が変化しないこと等を考慮し、寒川支所周辺に整備することとされている。

本事業の起業地の選定に当たっては、寒川支所敷地と一体の土地として利用可能であり、第一次緊急輸送路へのアクセス等を考慮して選定した3つの候補地について、社会的、技術的、経済的観点から総合的に検討した結果、整備後の施設の利便性及びアクセス性に優れている本起業地が選定されており、その選定は適切であると認められる。

したがって、本事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は、失われる利益に優越すると認められる。したがって、本事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性

ア 事業を早期に施行する必要性

(3)のアで述べたとおり、災害対策本部が設置される本庁舎が津波浸水想定区域内にあることにより早急な防災拠点対策が必要であることや、本庁舎以外の4支所の庁舎は耐震性がなく、早急な安全対策が必要であることなど、できるだけ早期に本事業の完成を図る必要があると認められる。

したがって、本事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本事業に係る起業地の範囲は、本事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

以上のことから、本事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のとおり、本事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

さぬき市総務部政策課